山

○公告

(環境政策課) ………

四

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

報

○告示

目

次

令 和 5 4月18日 (火曜日)

年

公共測量の実施の終了(監理課) ......

五

## 山口県告示第百四十三号

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基

供する。 での間、山口県環境生活部環境政策課及び和木町住民サービス課において公衆の縦覧に づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年四月十八日から同年五月二日ま 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

氏名又は名称

三井住友建設株式会社

所

東京都中央区佃二丁目一番六号

申請者の氏名又は名称及び住所

令和五年四月十八日

山口県知事

村 岡 嗣 政

 $\equiv$ 工場又は事業場の名称及び所在地 名称 特定施設の種類 所在地

玖珂郡和木町関ヶ浜二丁目六番一号 三井住友建設株式会社岩国トンネル作業所

コンクリート製造業の用に供するバツチヤープラント 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十五号の生

廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。 変更しようとする事項の内容

路

線名

蜂ヶ峯公園線

道路の種類

道路の区域

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

			種							
		超新記	類							
	<b>夕</b> 到	几 里 美	<b>夕</b> 野育	<b>儿</b> 里前	項					
	変更後	変更前	変更後	目						
	"	七 · 五	"		通常	水 素 (				
	"	工 八 六 · ·	"		最	(水素指数)	汚			
		三≀五		_	大通		水			
	"	"	"	五	常最	化学的酸素要	等			
	"	"	"	<u> </u>	大大	"/ () () ()	<i>T</i>			
	"	五〇	"	11,000	通常	浮遊	0			
	"		"	0 11,000 111,000	最	(mg g g e b	汚			
		七〇		0	大最	) (mg鉱油)	染			
	"	"	"	五.	大通	/ 油類	状			
	"	"	"		常星	<u> </u>	態			
	"	"	"	五.	取大	mg ℓ 素	の			
	"	"	"	0	通常					
					最	燐% mg ℓ)	値			
	"	"	"	_	大通		į			
	七六皿	一八八八	七六皿	八八	常	汚水等の一日				
	七六四一、一二六・五	二四七・五	七六四一、一二六・五	八八  二四七・五	最	日当たりの量(m)				
	六 五 五	七 · 五	六 · 五	七 · 五	大	里 m³				

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No ±	. 1	排								
	k	水								
[	]	П								
変更後	変更前	項目								
"	七 · 五	通常	水素イ	排						
"	八 · ·	最大	(水素指数)							
	三~五	通		出						
"	五.	常最	化学的酸素要求	水						
"	<u> </u>	大	√ポ量	の						
"	五〇	通常	浮遊物	汚						
"	七 0	最 大 最	mg 質 ℓ 量	染						
"	五.	大	mg鉱 /油 ℓ	115						
		通	窒	状						
"	=	常最	mg	態						
"	五.	大	<i>プ</i> €素	の						
"	0	通常		v)						
"		常最	が mg	値						
	Ö	大	<u>e</u>							
七一四	一三八	通常	担出水の一日当	) - 						
一、〇七六・五	一九七・五	最大	当たりの量(***)							

## 山口県告示第百四十四号

Щ

П

路の区域を決定する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和五年四月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

令和五年四月十八日

山口県知事 村 岡 嗣

政

# 山口県告示第百四十五号

同郡 同町和木三丁目二四四六の一地先まで地先から 玖珂郡和木町大字瀬田字形歩ケ迫一四一の三

最族一二三・○

一六四一・〇

X

間

(メートル)敷地の幅員

(メートル) 延 長

備

考

より、次のとおり包括外部監査契約を締結した。地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定に

令和五年四月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法 令和五年四月一 包括外部監査契約の期間 日 の始期

> 九 "

山口県農業協同組合宇部統括本部宇部市大字川上七四

 $\Xi$ 

"

美祢市消防本部

几 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 治子 山陽小野田市大字東高泊四一二番地

各月ごとの概算払

(七五) 令和五年度危険物取扱者保安講習の実施

年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の二十三の規定に基づき、 令和!

令和五年四月十八日

Ш 口県知事 村 畄 嗣

扱作業に従事する危険物取扱者 講習の日時及び場所 消防法第十三条の二十三に規定する製造所、 受講対象者 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習 貯蔵所又は取扱所において危険物の取

五

"

山口県漁業協同組合須佐支店萩市大字須佐四七四〇の一〇

山口県漁業協同組合黄波戸支店長門市日置上二六五五の七

令和五、 七 Ŧī. 午後四時まで午後一時から タ宇 一部 Ш [陽小野 田消 防局消防

時

場

訓 練研

修セン

Ł 正午まで -関市消防訓練センタ

公益財団法 [法人周南地域地場産業振興センター/海二丁目一一八の二四

二五元 0 正午まで午前九時から 午午後後四一 ]時まで 門市仙崎公民館 わくに消防防災センター

八

"

五五

"

"

山山

口県総合保健会館口市吉敷下東三丁目

番

묽

"

政  $\mathcal{F}$ Ó "  $\overline{\circ}$ 九  $\overline{\bigcirc}$ 三 七 五. 几 五. 午後四時まで 正午まで, 午後四時まで 正午まで、 正午まで, 午午 " -後 四 : 時まで から から から 山口県漁業協同組合大井支店萩市大井一九九一の二 公益財団法人周南地域地場産業振興センター周南市鼓海二丁目一一八の二四 山口県漁業協同組合大島支店萩市大島五の七 山口県漁業協同組合大浦支店長門市油谷向津具下一八七八の三 防府市創業・交流センター防府市八王子二丁目八番九号 柳井市文化福祉会館柳井市柳井三七一八 山口県漁業協同組合江崎支店萩市大字江崎八七六五の一一 " " 下関市消防訓練センター いわくに消防防災センター 山口県農業協同組合萩統括本部萩市大字江向四三一の二

定する特定事業所における危険物施設 石油コンビナー 七 ト等災害防止法 (昭和五十年法律第八十四号) 下松市消防本部 (一に掲げる危険物施設を除く。 第二条第六号に規 )において

危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

令和 Ħ, 弋 " 11 五. 九 六 午午 後後 四日 正午まで、 時まで から タ宇 l 部 公周南市 いわくに消防防災センター :団法人周南地域地場産業振興センター-鼓海二丁目一一八の二四 Щ 陽小野 田 消防局消 防 訓 練研 所 修 セ

令和 5 年 4 月 18日 火曜日			Д П					県			報		(定期)			第 397 号			_						
"	"	"	"	"	"	"	"	令和五、		する危险	三(一及び二)	"		"	"	11		v v		11 11	"	"	"		
"	"	八、	"	"	"	"	"	七、	日	する危険物取扱者に	一に掲	"		"	$\overline{\circ}$	"		<i>''</i>	į	九 //	"	"	八、		
$\equiv$	六	$\equiv$	七	二六	兀	七	六	五.		者に対	げる合	二七		四四	七	六	-	七 ブ	: 3	丘三	一六	二	_		
午後四時まで午後一時から	"	正午まで午前九時から	"	午後四時まで	ま九で時		午後四時まで	正午まで午前九時から	時	対する講習	物施設以外	正午まで午前九時から		"	"	"		<i>"</i> "		<i>'</i> 1	"	"	"		
防府市創業・交流センター防府市八王子二丁目八番九号	公益財団法人周南地域地場産業振興センター周南市鼓海二丁目一一八の二四	山口県農業協同組合宇部統括本部宇部市大字川上七四	ナチュラルグリーンパークホテル山陽小野田市大字千崎一二八	いわくに消防防災センター	大和総合運動公園大会議室光市大字岩田八四九	関市消防訓	,,	ター宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修セン	場		険物施設において危険物	西部石油株式会社山口製油所山陽小野田市大字西沖五	"	<i>'' ''</i>		公益才班去人男有也或也易至業長東センター周南市鼓海二丁目一一八の二四	"	/ 口具農業協同組合宇部統括本部山口県農業協同組合宇部統括本部	益財団法人周南	南市鼓毎二丁目一一八の二わくに消防防災センター	益財団法人周南地南市鼓海二丁目一	山口県農業協同組合宇部統括本部宇部市大字川上七四	<i>y y</i>		
にする	九)又は一般社団法人山口部、山口市滝町一番一号	受講案内、	大その也入証紙には、	四千七百円に相当する山田		四 提出書類	全協会連合会に提出すること。口市葵二丁目五番六九号(郵便	各講習実施		"	4	·/	"	"	11	"	"	"	"	"	"	"	"	-	
と。郵	社団法	受講申	消印を	に相当			会に提出する目五番六九号	日の提出	] [: ]	_		`	<u> </u>	_		Ó	$\equiv$	"	<i>"</i>	"	九、	<i>"</i>	" 		
便で明	人山号	請書等	しない	する山			する!	週間が	Į ,	七二年	-{		四四	三	二	五	"	左左	<u>-</u>	七		九	四		
郵便で問い合わせる場合は、	口県危険物安山口県総務	寺の請求及び	消印をしないこと。	こと。	四口県収入証紙を受講申			(郵便番号七五	別までに、受講なり	で登出まて	午後一時から	*	,	″	"	正午まで いら		″	午後四時まで午後一時から	″	″	正午まで から	″	″	
場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を	般社団法人山口県危険物安全協会連合会(電話〇八三-九二三-七七九滝町一番一号 山口県総務部消防保安課(電話〇八三-九三三-二三九	受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本		<b>紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収</b>			こと。(郵便番号七五三−○八二一)一般社団法人山口県危険物安	各講習実施日の四週間前までに、受講場所の所在する地区の危険物安全協会又は山受講申請書の携出期限及び携出先		下松市消防本部	山口県農業協同組合萩統括本部		市鼓海二丁目一一八の二	山口県総合保健会館山口市吉敷下東三丁目一番一号	柳井市文化福祉会館柳井市柳井三七一八		いわくに消防防災センター	"	美袮市消防本部	山口県農業協同組合宇部統括本部宇部市大字川上七四	大和総合運動公園大会議室光市大字岩田八四九	""	" "		

県

(--)

消火設備

受講対象者

った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(七六) 令和五年度消防設備士講習の実施

消防設備士講習を次のとおり実施します。 消防法 (昭和) 一十三年法律第百八十六号) 第十七条の十の規定に基づき、 令和五年度

令和五年四月十八日

Ш 口県知事 村 岡 嗣

政

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

乙種第三類 消火設備 甲種第一 類、 甲種第一 一類、 甲種第三類、 乙種第一 類、 乙種第一 一類又は

 $(\Box)$ 警報設備 甲種第四類、 乙種第四類又は乙種第七

 $(\equiv)$ 避難設備·消火器 甲種第五類、 乙種第五類又は乙種第六類

講習の日時及び場所

時

日

午後五時まで午前九時三十二 -分から

口

令和

五

九

11

兀

11

県健康づくりセンター公益財団法人山口県健康福祉財団山山口市吉敷下東三丁目一番一号 所

スム 会 は 対 団 法 人 人周南: 地域一域一 《地場産業振興セ八の二四

山

 $(\Box)$ 

警報設備

H

令和

Ħ,

Q

一時まで

分から

ン公周 タ益南 市 県健康づくりセンター公益財団法人山口県健康福祉山口市吉敷下東三丁目一番一 地域一域一 地八の 物産業振興セの二四 祉一財号 団 Ш

難 気備・

兀

11

 $(\equiv)$ 

令和 Ŧ, Ó 四 午後五時まで午前九時三十分から

所

県健康づくりセンター公益財団法人山口県健安山口市吉敷下東三丁目 \康福祉財! 1一番一号 団山

" 11 五. "

公益財団法人周南地公益財団法人周南市 地 地八 地場産業振興セハの二四

六

講習の科目

工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

効果測定

 $(\Box)$ 

四 講習の一部免除

○に掲げる科目の受講を免除する。 の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、 三の

Ŧi.

受講申請書の提出期間及び提出 令和五年七月二十六日 (水曜日) から同年八月十六日 般財団法人山口 (水曜日) までの間に、 県消防設備協

Ш

(郵便番号七五三一〇八二一)

提出書類

会に提出すること。 市葵二丁目五番六九号

受講申請書

写真(縦四センチメートル、 横三センチメー トルとし、 出願前六月以内に撮影し

受講手数料

 $\Box$ 

た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼るこ

所

 $\Box$ 

こと。郵便で問い合わせる場合は、 九)又は一般財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三-九二三-七七七八)にする 部、 その他 受講案内、 山口市滝町一番一号 この収入証紙には、 受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、 消印をしないこと。 山口県総務部消防保安課(電話○八三−九三三−二三九 往復はがきを使用するか、 又は切手を貼った宛先 最寄りの消防本

(七七) 公共測量の実施の終了

明記の返信用封筒を同封の上すること。

通知がありました。 測量法 一項の規定により、 (昭和二十四 Ш 年法律第百八十八号) 口地方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の 第三十九条において準用する同法第十四 条